平成２２年（フ）第４１８１号
大阪市生野区巽北３丁目15番26―184号
債務者　和田　惠美
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２４５号
大阪市西成区岸里東２丁目13番13号ハイムアサダ５Ｄ号
債務者　小川　善隆
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２７０号
大阪市西区九条南２丁目15番22―902号
債務者　小河菜央子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３７６号
大阪市生野区林寺２丁目３番６号
債務者　大家　　茂
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３７７号
大阪市生野区林寺２丁目３番６号
債務者　大家あけみ
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４３５号
大阪府茨木市上泉町５番15号
債務者　岩西　亜里
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４７９号
大阪市住吉区苅田３丁目８番21号　パール住吉302号
債務者　金村　　守
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５２１号
大阪市住吉区長居西３丁目６番17―401号
債務者　渡邉百合子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５７７号
大阪府高槻市奈佐原４丁目21番５―404号
債務者　八上　政文
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５８２号
大阪市西成区長橋３丁目１番23号　ＮＫハイツ長橋201
債務者　阪口　　均
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２２号
岡山県倉敷市上富井484番地１アイビーハイツＡ201
債務者　古角　直也
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
岡山県井原市七日市町783番地４
債務者　三宅　久江
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
岡山県倉敷市吉岡288番地３レピュート吉岡101
債務者　吉本　克英
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
岡山県倉敷市西阿知町西原734番地14
債務者　小竹　一惠（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
北海道赤平市幸町１丁目55番地
債務者　大谷　　勉（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
青森県三沢市古間木３丁目241番地９号
債務者　福田　輝郷
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第５９号
青森県上北郡おいらせ町鶉久保50番地55
債務者　坂本美智子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第５４号
山形県酒田市堤町４番17号、前住所山形県酒田市新堀字豊森38番地
債務者　齋藤　祐樹
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山形地方裁判所酒田支部